

演劇創造活動支援事業補助金取扱方針

平成17年6月20日

観光文化局長決裁

1 目的について（要綱第2項関係）

演劇創造活動支援事業補助金交付要綱（平成17年6月20日観光文化局長決裁。以下「要綱」という。）でいう「演劇など」とは、社会通念上、演劇と呼ばれるもので、以下に掲げるものとする。

- (1) 商業演劇
- (2) 小劇場演劇
- (3) ミュージカル
- (4) その他(1)から(3)に類するもので古典に属するもの以外のもの。

2 補助対象者について（要綱第3項関係）

要綱第3項第1号エに規定する「市長が定める条件」とは、以下に掲げるものとする。

- (1) 定期的に、演劇公演や公開稽古、ワークショップ等の公益的な活動ができること。
- (2) 団体運営に係る財務経理を適正に処理しており、効率的な運営を行っていること。

3 補助対象経費について（要綱第5項関係）

要綱第5項に規定する補助対象経費は、4月から翌年の3月までの間に支払った経費で以下に掲げるものとする。

(1) 稽古場の賃借料

補助対象者が札幌市内において、演劇の創作や稽古等（以下「創造活動」という。）を行うため、自ら使用する一の稽古場を賃貸借契約で借り受けている場合の賃借料で、以下の条件をすべて満たすものとする。

ア 賃貸借契約書に記載された賃借料であること。

イ 貸借契約書に記載された賃借料に管理費、光熱水費等の附随的費用が含まれている場合は、当該費用についても補助対象経費に含めるものとする。

ウ 賃借料に稽古場以外の部分（人の居住の用に供する部分等）が含まれている場合は、当該部分に係る賃借料は補助対象経費から除くものであること。この場合において補助対象者は、除かれる賃借料の算定にあたっては、最も合理的な方法により算出するものとし、算出した結果を明らかにするものとする。

エ 敷金、礼金等は補助対象経費からは除くものであること。

オ 稽古場を有償であるか無償であるかを問わず、経常的に他団体に使用させることはできないものであること。ただし、補助対象者の創造活動を実現するために、他団体との合同稽古、交流活動を実施するなど、補助対象者の活動の一環として他団体と共に使用する場合はこの限りではない。

カ 補助対象者は、稽古場等の貸借契約における借受人と一致するものであること。ただし、任意団体にあつては、当該団体の代表者が貸借契約の借受人と一致するものであること。

(2) 稽古場及び劇場の会場使用料等

補助対象者が自ら使用するための稽古場及び劇場を時間貸し等で借り受けた場合の会場使用料等で以下の条件をすべて満たすものとする。

ただし、演劇公演を行うために稽古場及び劇場を借り受けた場合にあつては、当該演劇公演の開催日分は対象としないものとする。

ア 席貸業を営む者から借り受けたものであること。

イ 会場使用料には、当該会場に附帯して設置された舞台装置、備品等（音響、照明設備など）の借上料、当該会場の使用に伴い徴収される光熱水費等の管理費を含むものであること。

4 補助金の交付の要望について（要綱第8項関係）

交付要望書の提出期限は原則として補助対象事業を実施する前年度の2月中に設けるものとする。

5 補助金の交付申請について（要綱第10項関係）

補助金交付申請書の提出期限は原則として補助対象事業を実施する前年度の3月中に設けるものとする。

6 補助金の交付について（要綱第12項関係）

補助金の請求は札幌市会計規則（昭和39年規則第18号）様式29の2で定める様式によるものとする。

概算で支払う場合の補助金は、原則として下表のとおり2回に分割して支払うものとする。

期 間	支払時期
4月から9月分	5月
10月から3月分	11月

附 則

この方針は、平成17年6月20日から施行する。

附 則（平成21年1月7日観光文化局長決裁）

この方針は、平成21年1月7日から施行する。

附 則（平成23年1月21日観光文化局長決裁）

この方針は、平成23年1月21日から施行する。

附 則（平成24年1月27日観光文化局長決裁）

- 1 この方針は、平成24年1月27日から施行する。
- 2 この方針の改正前の規定に基づく、平成23年度分の舞台芸術創作活動支援事業補助金の取扱いについては、なお従前の例による。